

国際姉妹都市「マールボロウ市」へ メッセージを届けませんか

教育交流事業の一環として、マールボロウ市へのメッセージを募集します。

▽ビデオメッセージの募集

- 期日
 - *事前説明会：8月7日(日)
 - *ビデオ収録：8月21日(日)
 - ※各日、時間は申込み後にお知らせします。
- 場所：中央公民館
- 対象：市内在住または在学の中学校1年生から3年生まで
- 内容：メッセージは原則、英語で話していただきます。事前説明会で翻訳をお手伝いします(特技やパフォーマンスでも可能)。

国民健康保険保健事業



国民健康保険に加入している方の医療費の適正化と健康増進のため、保健事業を実施します。

特定健康診査結果や診療報酬明細書(レセプト)のデータな

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の 差額通知を送付します

国民健康保険に加入している方に「ジェネリック医薬品差額通知書」を年3回送付しています。ジェネリック医薬品を利用することで、窓口で支払う自己負担額が軽減され、医療費増加の抑制や、国民健康保険財政の健全化につながります。

▽対象 新薬(先発医薬品)をジェネリック医薬品に切り替

●定員：30組程度(抽選)

●個人、グループで申込み可能なほか、申込み書は、市役所2階生涯学習推進課窓口、五日市地域交流センター、中央公民館、市内図書館などに設置しています。申込みがない場合は、はがきに代表者氏名(ふりがな)、学校名、学年、住所、電話番号、参加人数を記入の上、送付してください。

●申込み方法：8月1日(月)(消印有効)までに、申込み書を生涯学習推進課へ送付するか持参してください。

●多受診者指導事業：重複受診・頻回受診・重複服薬などの可能性のある方に、受診・服薬習慣や生活習慣を改善するためのプログラム(面談など)を行います。

●健診異常値未治療者への受診勧奨事業：生活習慣病関連の健診検査項目の値に、医療機関への受診が必要と思われる値がある方に受診勧奨を行います。

▽問合せ 保険年金課国民健康保険係

●メッセージカードの募集

●内容：メッセージは原則、英語で記入してください。様式は問いませんが、縦190ミリ横297ミリに収まるようにしてください。

●※台紙に貼付しますので、メッセージ以外に写真なども送れます。

●対象：市内在住または在学の小学校5・6年生、中学校1年生から3年生まで

●申込み方法：8月31日(水)(消印有効)までに氏名、学校名、学年、住所、電話番号を紙に記入の上、生涯学習推進課へ送付するか持参してください。

▽申込み・問合せ 生涯学習推進課生涯学習係(〒197-10814 二宮350)

●医師の判断で、切り替えがでない場合があります。

●希望シール ジェネリック医薬品を希望する旨を表記したシールを窓口で配布していただきます。

▽配布・問合せ 保険年金課国民健康保険係

住民票などの支払いで スマートフォン 決済が利用できます

市役所本庁舎1階の市民課窓口で、住民票や税証明書などの各種証明書発行手数料の支払いにスマートフォン(バーコード)決済が利用できます。

▽利用できるスマートフォン(バーコード)決済サービス
au PAY、PayPay、メルペイ、楽天Pay

▽問合せ 市民課市民窓口係

五日市ひろば 「野外上映会&五日市みんなのマーケット」を開催します

感染症感染防止対策をした会場内で「映画上映会」と「マルシェ」などのイベントを開催します。

▽日時 7月31日(日) 午後1時～9時(雨天中止)

▽場所 五日市ひろば

▽内容

- 午後1時～7時：マルシェ(野菜・惣菜・古着・軽食の販売など)
- 午後7時～：映画上映会

※新型コロナウイルス感染症拡大

表 免除対象となる所得の目安

免除区分 世帯構成	全額免除 納付猶予	一部免除		
		3/4免除 (1/4納付)	半額免除 (半額納付)	1/4免除 (3/4納付)
単身世帯	67万円以下	103万円以下	151万円以下	199万円以下
2人世帯 (夫婦のみ)	102万円以下	152万円以下	205万円以下	257万円以下
4人世帯 (夫婦、 子ども2人)	172万円以下	240万円以下	292万円以下	345万円以下

※表は標準的なモデルをもとに計算しています。

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もあります。

※令和2年度以前の所得の場合は、所得額の目安から10万円を引いてください。

※「臨時特例」は、所得見込額(令和3年1月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込の経費等を控除し算出します。)が免除区分に該当する場合に適用となります。

令和4年度 国民年金保険料 免除・納付猶予申請を 受け付けています

保険料の納付が困難な方は、未納のままにせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請をしてください。現在、一部免除や失業を理由とした特例免除(納付猶予)の承認を受けている方で、令和4年度分(7月～令和5年6月分)の免除などを希望する方は、改めて申請が必要です(前年度に翌年度以降

の継続審査を希望し、全額免除または納付猶予が承認された方は申請不要)。審査対象者の前年所得を基に日本年金機構が審査します(表のとおり)。保険料の未納期間は、申請日の2年1か月前まで、さかのぼって申請できます。

※承認を受けた期間の保険料は、過去10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

▽持ち物 マイナンバーカード(お持ちでない方は、運転免許証などの本人確認書類)、年金手帳(基礎年金番号通知書)

※失業による特例の方は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証、公務員の方は退職辞令(いずれもコピー可)

※臨時特例の方は、「簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)」(日本年金機構ホームページ)からダウンロード可

▽申請・問合せ

- 保険年金課年金係
- 青梅年金事務所(☎0428-30-3410)

大の状況により、内容や開催方法を変更する場合があります。

▽その他 来場される方は「マスクの着用」「手指消毒」などのご協力をお願いします。

※詳しくは、五日市まちづくり通信ページでお知らせします。


▽主催 五日市活性化戦略委員会

▽担当課 商工振興課商工振興係

6月定例会議の本会議の模様を配信予定です。市ホームページの「市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。

▽問合せ 議会事務局

五日市まちづくり通信



本会議録画中継

